

4月臨時会における総務常任委員会の概要

- ◆ 4月 8日(木) 開会 午後 1時00分
(休憩 午後 1時55分～午後 2時03分)
(休憩 午後 2時22分～午後 2時24分)
閉会 午後 2時27分

(1) 付託議案

議案番号	件名
議第101号	令和3年度山形県一般会計補正予算(第1号)中 所管分
議第102号	令和2年度山形県一般会計補正予算(第12号)の専決処分の承認について
議第103号	山形県県税条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

(2) 報告事項

総務部長

- ・令和3年度組織機構の改正のポイントについて
- ・コロナ克服・経済再生特命補佐取扱要綱について

(3) 審査内容

付託された3議案について、関係課長から説明を聴取した後、議案に対する質疑と新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策に関する質問を行った。

(4) 採決

付託された3議案については、全員異議なく、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、議第101号中本委員会所管分を可決すべきものと決定した上で、新型コロナウイルスの感染拡大による影響が広範囲、多業種に及んでいることを踏まえ、次のことを意見として取りまとめることを全員異議なく決定した。

※新型コロナウイルスの影響を受けている事業者の支援にあたっては、県独自の緊急事態宣言の対象地域に関わらず、また、飲食店のみならず、その取引事業者も含め経営が厳しい状況にあることから、国と連携して財源確保に努めること

(5) 主に議論された項目

- ◇「コロナ克服・経済再生特命補佐」の取扱要綱の内容について。
- ◇「コロナ克服・経済再生特命補佐」と副知事との職務の違いについて。
- ◇県独自の緊急事態宣言及び飲食店等に対する営業時間短縮要請を延長した場合における県財政の対応について。
- ◇専決処分した山形県県税条例の改正内容について。また、改正に伴う本県の税収に与える影響について。
- ◇新型コロナ対策は、感染状況を踏まえた対応だけではなく、先を見据えた対応も重要と考えるがどうか。
- ◇営業時間短縮要請への協力を得られない飲食店等への対応について。
- ◇新型コロナの感染拡大により、飲食店のみならずその取引事業者の経営も厳しいことから支援を検討すべきと考えるがどうか。